



令和7年12月15日

東京都後期高齢者医療広域連合

広域連合長 吉住 健一 様

東京都後期高齢者医療広域連合運営会議

会長 鳥羽 研二

令和8・9年度保険料率の改定に係る考え方について（提言）

令和7年9月16日に貴職から依頼された令和8・9年度保険料率の改定に係る考え方についての提言に関し、本運営会議において、審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので、提言します。

【提言】令和８・９年度保険料率の改定に係る考え方について

１ 提言に当たって

後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受けるための重要な制度である。制度発足から 17 年を経て、団塊の世代の全ての方が 75 歳以上となった現在、被保険者の医療ニーズなど制度を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況の中、本年 9 月に行われた東京都後期高齢者医療広域連合第 1 回運営会議において、広域連合長から保険料率改定に係る考え方について審議依頼があり、運営会議では、被保険者数や一人当たり医療給付費の状況、さらに国が推進する全世代対応型の持続可能な社会保障制度やその一環として導入される、子ども・子育て支援金の制度なども踏まえ、総合的な議論を行った。

その結果、今後も後期高齢者の医療費の上昇が続く見込みであり、現役世代の負担感も生じていることなどから、保険料の増加はやむを得ないと理解を示す意見があった。あわせて、持続可能な制度運営を確保するためには、医療費の伸びや負担の在り方を的確に把握し、計画的に対応していくことが不可欠であることも改めて確認した。

本運営会議として、安定した制度運営と被保険者への影響などを総合的に考慮した上で、令和 8・9 年度の保険料率改定及び今後に向けて、貴広域連合に次の内容を提言するものである。

２ 令和 8・9 年度保険料率の改定及び今後に向けて

令和 8・9 年度の保険料率改定に当たっては、医療費や被保険者数の増加を踏まえ、保険料の増加には一定程度の理解は示しつつも、被保険者にとって過度な負担増とならないよう保険料率の算定を行うことが求められる。

本年 11 月に示された算定案は、過去に例のない大幅な増額であったが、被保険者の負担を抑制するため、特別対策の継続、特別会計調整基金の活用、東京都が管理する財政安定化基金の活用を都に要望するなど可能な限りの措置が講じられており、保険料率改定に係る考え方は適切なものであると評価する。

一方で、最終的な算定に当たっては、診療報酬改定や医療給付費の伸びなど、新たな変動要因が残されており、11 月の算定案を上回る可能性があることから、引き続き慎重かつ丁寧な検討を求める。

今後に向けては、医療給付費の増加や全世代型社会保障の仕組みへの移行等を背景に、保険料への影響も見込まれることから、被保険者に対する制度の理解と信頼を一層高めるため、分かりやすい情報提供に努めることが重要である。広域連合として、保険料負担の在り方について主体的に検討を進めるとともに、今後、国の審議会における議論などの動向を注視し、必要に応じて、国等への要望を継続されたい。

さらに、高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく高齢者保健事業及び医療費適正化事業を推進し、フレイル予防・健康寿命の延伸、医療費及び療養費の適正化に取り組み、保険料上昇の抑制につなげることを強く要望する。